



# 2024年度介護報酬改定を機に 口腔・栄養面で必要なアプローチを考える

「リハビリ、口腔、栄養の一体的取り組みの推進」のもと加算新設や要件変更などがあった介護報酬改定。居宅ケアマネジャーには口腔連携強化加算新設での情報増などの影響が見込まれる。日本ケアマネジメント学会副理事長の白木裕子さんに、ケアマネジャーに今必要だと考える口腔・栄養面でのスタンスなどを聞いた。

取材・文 白取 芳樹

しらとり・よしき 編集者として各種出版物の制作、ライターとして食支援を中心に介護関連の取材・執筆に従事。

## 口腔・栄養面での 介護報酬改定の影響

——2024年度口腔・栄養関連の介護報酬改定では、まず口腔連携強化加算が新設されました。これは、一定の要件のもと職員が利用者の口腔状態をチェックし、その情報を歯科医師やケアマネジャーへ提供すると算定できるもので、訪問介護、訪問看護、訪問リハ、定期巡回・随時対応サービス、ショートステイが対象です。ケアマネジャーへの影響をどうお考えになりますか。

これは、ケアマネジャーが算定するのではなく対象の事業所が算定できるものですが、情報量は増えると思います（図表1・2）。その、来る情報をケア

マネジャーとしてどのように家族やチームで共有し、活かすか。その舵取りが、ケアマネジャーの大きな役割になってくると思います。口腔や栄養については、意識はしていても、ともすると落とされがちな要素だったと思います。それが昨今、オーラルフレイルや低栄養、誤嚥性肺炎などへの視点が浸透してきました。よい方向だと思います。

——居宅療養管理指導では歯科衛生士・管理栄養士の通所サービス利用者への適用の拡充、歯科衛生士のがん末期患者への介入の充実といった変更があり、今年6月1日からの施行予定です（図表3）。これについてはいかがですか。

とても重要なことですが、社会資源、マンパワーの面で難しい地域もあるのではないかと思います。

訪問に対応していただける歯科衛生士や管理栄養士を確保できるか。これについては地域格差が著しいのではないのでしょうか。マンパワーの面でももう少し充実が図られていくと、より広く展開が可能になるのではないかと思います。そのために、地域の歯科医師会、歯

科衛生士会、栄養士会などのご尽力にも期待したいと思っています。

「リハビリ、口腔、栄養の一体的取り組みの推進」はより効果的な重度化予防の一環という意味があるわけですが、中等度、重度の認知症の方々の食支援への加算新設も必要だと思っていますし、次回改定では期待したいところです。

例えば、認知症の影響で摂食に影響が出てきたときに、ご家族やスタッフがどのようにケアできるのか、ショートステイ利用時にどれだけ食べられるのか。高齢期になると唾液の分泌量も少なくなりますが、例えば重度の認知症の方でも昔の歌を歌ったりできる人もいますし、可能な口腔ケアもあります。そうした情報を支援者とケアマネジャーが共有していくことも大切です。

——法定研修のカリキュラムに誤嚥性肺炎の予防が入りました。

高齢者を支えるうえで不可欠な視点なので、それ自体はよいことだと思います。そのうえでですが、誤嚥性肺炎でもなる経緯や段階がケースによって異なるので、そのことが現場でどう教育され

## お話を聞いた人



### 白木裕子さん

株式会社フジケア取締役社長、NPO法人ケアマネット21代表理事、一般社団法人日本ケアマネジメント学会副理事長、北九州市口腔保健推進会議構成員。主任介護支援専門員、看護師。編書に「事例とQ&Aでわかる ケアマネジャーのための医療連携ガイド」「介護支援専門員実務研修 実習指導マニュアル」（ともに中央法規出版）などがある。